

マン管・管業

2023年度 マン管・管業
試験直前重要ポイント整理講座
テキスト 1/2

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 002221 231256

VU23125

2023年度 マンション管理士・管理業務主任者
試験直前重要ポイント整理講座

目次

民法・その他法令	2
区分所有法等	16
標準管理規約	32
管理実務・会計	46
建築・設備	52
維持・保全	60
設備系法令	64
【附録】マンション管理適正化法	70



試験直前重要ポイント整理講座 [問題]

民法・その他法令

1. 民法

■意思表示

- (1) 意思表示が、意思表示に対応する意思を欠く錯誤によりなされた場合において、その錯誤が重大な過失によるものであったときは、原則として、【a : ①取り消すことができる、②取り消すことができない】。もっとも、相手方が表意者に錯誤があることを知っていたときは、【b : ①取り消すことができる、②取り消すことができない】。
- (2) 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効となるが、この意思表示の無効は、【a : ①善意の第三者に対抗することができない、②善意でかつ過失がある第三者に対抗することができる】。また、強迫による意思表示は、取り消すことができるが、【b : ①悪意の第三者に対抗することができる、②善意でかつ過失がない第三者には対抗することができない】。

■制限行為能力

- (3) 未成年者とは、【a : ①18歳未満の者、②20歳未満の者】をいう。未成年者が単純贈与を受ける場合、法定代理人の同意を【b : ①得なければならない、②得る必要はない】。
- (4) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者が後見開始の審判を受け、成年被後見人となった場合、成年被後見人は、成年被後見人の同意を得て、日常生活に関する行為以外の行為を【①行うことができる、②行うことはできない】。
- (5) 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。例えば、制限行為能力者が制限行為能力者であることを黙秘していた場合であっても、それが制限行為能力者の他の言動などとあいまって、相手方を誤信させ、又は誤信を強めたものと認められる場合、詐術に【①あたる、②あたらない】。



試験直前重要ポイント整理講座【ポイント】

(1) (2) 意思表示等のまとめ

	当事者間の効力	第三者に対する対抗 (○：できる、×：できない)
心裡留保	原則：有効 例外：無効（真意ではないことを知り、 又は知ることができたとき）	× (善意の第三者)
虚偽表示	無効	× (善意の第三者)
錯誤	取り消すことができる	× (善意無過失の第三者)
詐欺	取り消すことができる	× (善意無過失の第三者)
強迫	取り消すことができる	○

(3) (4) 制限行為能力者

	保護者による 同意の可否	取り消すことができない行為
未成年者 (18歳未満の者)	可	<ul style="list-style-type: none"> 単に権利を得、又は義務を免れる行為 法定代理人が目的を定めて処分を許した財産のその目的の範囲内の処分 法定代理人が目的を定めず処分を許した財産の処分 営業の許可を得た場合における、その営業に関する行為
成年 被後見人	不可	<ul style="list-style-type: none"> 日用品の購入その他日常生活に関する行為
被保佐人	可	<ul style="list-style-type: none"> 日用品の購入その他日常生活に関する行為 民法13条1項に列挙された行為及び家庭裁判所により保佐人の同意を得なければならない旨の審判を受けた行為以外の行為

正解 (1)【a：②、b：①】 (2)【a：①、b：①】 (3)【a：①、b：②】
(4)【②】 (5)【①】